

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

青年等就農計画認定取消通知書

様

伊丹市長

印

年 月 日付で認定を行った農業経営改善計画（認定番号 ）については、審査の結果、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第2項の規定により、下記のとおり認定を取り消すことに決定したので、伊丹市青年等就農計画認定要綱第8条の規定により通知する。

記

取消しの理由：

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。